

## 令和7年度 第4回上越警察署協議会議事概要

開催日時	令和8年2月18日(水)午後3時30分から午後5時30分まで		
開催場所	上越警察署大会議室		
出席者	委員 (定数15人)	伊藤副会長 仲山委員 望月委員 高館委員 熊木委員 佐藤(洋)委員 石田委員 竹田委員 小林(修)委員 佐藤(良)委員	計10人
	警察	湊署長 山口会計官 遠藤地域官 小池刑事官 細川警務課長 竹内生活安全課長 高橋地域第一課長 笠原刑事第一課長 小川刑事第二課長 小池交通課長	計10人

### 管内の治安情勢

署長等から令和7年12月末現在の管内の治安情勢について、資料に基づき説明があった。

### 前回の答申事項に対する業務推進状況

前回答申した重点推進項目の取組状況について、署長から説明があった。

#### 1 効果的な犯罪抑止活動の推進

- (1) 年末年始における犯罪抑止対策の推進
- (2) 特殊詐欺等被害防止対策の推進

#### 2 悪質・重要犯罪等の検挙と被害者保護対策の徹底

- (1) 人身安全関連事案への迅速かつ的確な対応
- (2) 悪質・重要犯罪等の検挙

#### 3 交通事故防止対策の推進

- (1) 高齢者事故防止対策の推進
- (2) 歩行者事故防止対策の推進

## 諮問

署長から当面の重点推進事項について、次のとおり諮問があった。

### 1 効果的な犯罪防止活動の推進

- (1) 春の行楽期における犯罪抑止対策の推進
- (2) 特殊詐欺等被害防止対策の推進

### 2 悪質・重要犯罪等の検挙と被害者保護対策の徹底

- (1) 人身安全関連事案への迅速かつ的確な対処
- (2) 悪質・重要犯罪等の検挙

### 3 交通事故防止対策の推進

- (1) 新入学児童の通学路対策の推進
- (2) 高齢者事故防止対策の推進

## 答申

上越警察署協議会として協議、検討した結果、諮問のとおり推進するよう答申した。

## 速度等取締り指針の策定

交通事故発生実態に合わせた速度等取締りを実施する旨の説明があり、了承した。

## 意見・要望・質疑等（○は署長等の説明）

- 1 自転車の酒気帯び運転について、取締りを受けた場合、自動車の運転免許にも影響してくるのか。  
○ 原則として、自転車の違反行為があった場合、運転免許の停止、取消し処分の基準となる「点数」が付けられることはありません。しかし、ひき逃げ事件や酒酔い・酒気帯び運転などの特に悪質危険な違反があった場合に、公安委員会が6カ月を超えない範囲内で運転免許の停止処分を行うことがあります。
- 2 巧妙化している最近の特殊詐欺の傾向と対策について伺う。  
○ 最近の傾向として、大きく分けて2つあります。1つ目は、ほとんどの場合、犯人グループが国際電話を利用していることです。対策として、国際電話を受けないことが重要です。2つ目は、警察官を騙る詐欺の電話が多いことです。警察官を騙る電話を受けた場合には、一旦、電話を切って最寄りの警察署又は、#9110に相談してください。

- 3 最近、社長を騙る詐欺メールの相談が寄せられていると聞くが、その実情について伺う。
- 偽社長詐欺メールは、昨年末から全国的に急激に増えてきました。上越警察署にも相談が寄せられていますが、被害は発生していません。
- 4 大雨により道路が冠水した際には、どこに連絡をしたらよいか。
- 道路の冠水などを発見した場合には、交通規制、安全確保等の観点から、警察にも通報をお願いします。